

令和2年 神奈川県議会 産業労働常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺

私からは、民間金融機関を通じた資金繰り支援についてお伺いします。前回の当常任委員会では、制度融資の保証料ゼロということで、様々やり取りしましたが、この間、その逼迫の度は増すばかりで、今回の資金融資は大変ありがたいものだと思っています。

中小企業の資金繰りを考えると、確かに新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金も持続化給付金もありがたいですが、この間の事業者のダメージの大きさを考えると、最も重要な支援は金融支援だと思っています。そこで、今回の補正予算に計上された3年間の実質無利子融資についてお伺いします。

まず、今回、補正予算に計上した126億円強は、ほとんどが利子補給と聞きましたが、この民間金融機関を通じた資金繰り支援の概要について確認させていただきます。

金融課長

国は、政府系金融機関の日本政策金融公庫が先行して行う実質無利子融資への申込みが殺到しており、融資窓口を拡充する観点から都道府県の制度融資を活用し、民間金融機関でも実質無利子の融資を受けることができる制度を創設することを経済対策に盛り込みました。具体には、既に実施しているセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証に対応した県の制度融資を活用し、国の財源による3年間の利子補給と保証料負担の軽減措置を実施する制度メニューとなっております。

小野寺

融資条件はどうなっていますか。

金融課長

融資額は1企業、またフリーランスを含む1個人事業主当たり3,000万円が上限となっております。融資率については、県の制度融資の新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)、新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)、セーフティネット保証5号(別枠)の3種類の現行金利が適用となります。売上げが15%以上減少している方は、融資当初3年間は利子補給を行うことで実質無利子となり、15%未満でもフリーランスを含む個人事業主の方は同様に実質無利子となり、4年目以降は現行金利の御負担をいただくこととなります。

ただし、例えば、融資期間5年以上10年以内で年1.6%以内など、上限金利を定めていますが、無利子融資に限っては、この以内という言葉は削除され、年1.6%という形になります。融資期間については、現行制度では一部の融資メニューで設備資金は最長15年としており、実質無利子の融資は国の定めより最長10年、据置き期間は最長5年となります。

信用保証料については、15%以上の売上げ減少の方は、現行の県の制度融資

と同様に全額軽減され、保証料負担はゼロ、また、15%未満でもセーフティネット保証5号の融資を利用する個人事業主の方は同様に保証料負担がゼロとなります。

小野寺

実質無利子にする仕組みをお伺いしたい。

金融課長

実質無利子ですが、無利子とする方法としては、最初から当初3年間の金利をいただかない方式であるリアルタイム方式と、一度、金利を負担いただき、後で利子補給を行い戻す方式であるキャッシュバック方式があります。企業の負担の面から考えますと、最初から金利をいただかないリアルタイム方式が理想でしたが、変則的な利率の管理、利子額の計算など、金融機関のシステム上の運用が困難であり、システム改修に時間を要する金融機関がありました。さらに、システム上はできるはずだが、実際に運用が始まったときに障害が出ないか不安だという声も幾つか聞こえてまいりました。

そこで、実際の民間金融機関で速やかに実施していくことを最優先とすべきと判断して、キャッシュバック方式を決断することとしました。そうした中で、中小企業の方の利子補給手続の御負担を軽くできるよう、利子補給の手続を金融機関に委任することで、金融機関による請求還付を予定しております。

小野寺

これはいつから実施になるのか、またその期限についてもお伺いします。

金融課長

国や金融機関などとの調整を精力的に行い、令和2年5月には金融機関で相談、受付ができるように目指し、5月のなるべく早いタイミングで実施できるようにしたいと考えております。

なお、取扱いは年内の12月末までに神奈川県信用保証協会の保証を受け、来年1月末までに融資実行されたものの期間限定となっております。

小野寺

冒頭に、日本政策金融公庫も大変な混雑ぶりだということで、地方自治体もその一端を担いますが、県の制度融資においても3年間の実質無利子、保証料ゼロとなりますと、ここにもかなり多くの方が殺到して、その結果、融資も遅くなるのではないかと懸念があります。

この辺りの対策はどのように考えているのか、お尋ねします。

金融課長

日本政策金融公庫は、早朝から行列ができていく日があるなど、大変な混雑となり、融資実行まで相当の時間がかかる状態となっていると聞いております。

こうしたことから、県内700を超える県の制度融資取扱金融機関を活用して、融資窓口を拡充することで資金繰りを円滑化してまいります。これまで、融資を受けたことがない企業からの制度融資利用の増大が想定されていることから、現在、制度融資取扱金融機関によるワンストップ手続の構築について調整を進めています。具体には、中小企業の方はまず市町村の認定書を取りに行くのではなくて、金融機関にまず相談をし、金融機関が市町村の認定申請を事前にチェック、確認した上で代理申請を行うことや、利子補給手続を企業に代わって

行うことでスピーディーな融資を維持していきたいと考えています。

金融機関を起点にワンストップ手続を展開することで、融資手続に不慣れな方を含めて、相談、認定手続、融資の申込みと一連の融資の流れをスムーズにつなげられるようにしていきたいと考えております。

小野寺

要望を申し上げたいと思いますが、3年間の実質無利子の融資を制度融資によって民間金融機関を通じて利用できるようになることは、大変力強い支援だと思っています。また、今、御説明がありました金融機関によるワンストップ手続の構築にもぜひ御尽力いただいて、万全な体制で金融支援が行われることを要望します。

また、様々な支援のメニューに関しては、周知が大変重要であると思っています。先ほど、産業労働局長の御答弁にもありましたが、我が国の今回の支援の中身を見ると、私は大変手厚い内容になっていると思いますが、これが理解されていない。主要先進国を見ても、企業や商店の損失を直接補填している国は恐らくないのではないかと思いますし、また、メディアでは、ある国では従業員の給料の何割がすぐに振り込まれたという報道もありますが、これは当然、人に対して従業員の給料の6割から8割を期間限定で政府が見ますといった様々な支援があります。

ただ、我が国では雇用調整助成金をかなり拡充し、この要件も緩和されています。最大で9割までカバーということで、休業補償もあります。ただ、実際に私も現場でいろいろと話を聞いてみると、この制度を御存じない事業者の方がいることや、申請方法も分からないという方もいる。そういうことを考えると、今日、御説明のあった社会保険労務士の先生方に応援をお願いすることも大変いい方法ではないかと思っています。

また、新型コロナウイルス感染症関連の制度融資は、県のホームページを見ると、基本的に開業してから1年以上の事業者が対象になる記述になっている。私のところに、実は開業半年だが、金融機関の担当者に言ったら、おたくはまだ1年未満だから使えないという話が返ってきた。それで、私は金融課長にお尋ねして、運用でかなり柔軟に、市町村の窓口での認定のところで弾力的に行っていると返事がありましたので、それをお返ししたが、これが本当に周知徹底されるかというところ、心配なところもいまだにあります。

こういう手厚い支援を行っていますから、誰が見ても分かるように、できるところまで明文化していただく工夫もしていただければと要望して、私の質問を終わります